

事業概要

事業名：鳥取地方・家庭・簡易裁判所庁舎新営工事
 工期：令和6～9年度（予定）

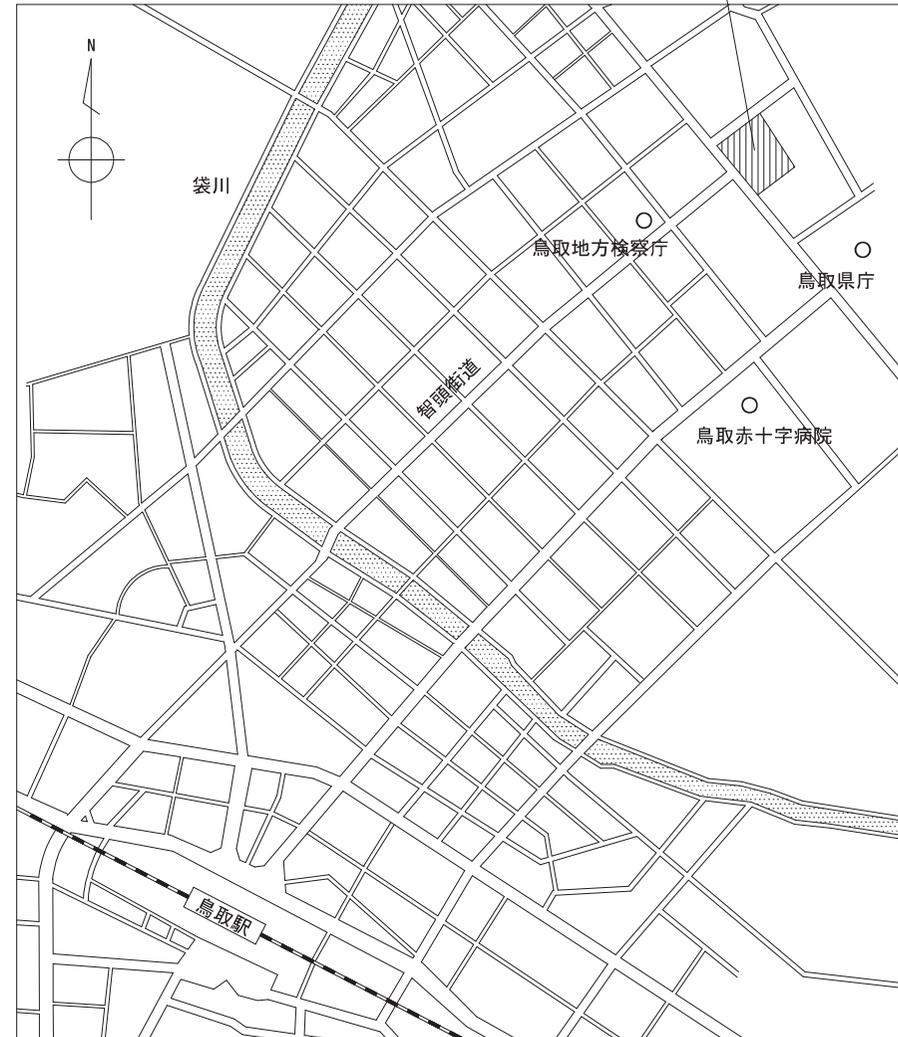
建築計画概要

- | | |
|-------------|--|
| (1) 建築物の名称 | 鳥取地方・家庭・簡易裁判所庁舎 |
| (2) 敷地の地名地番 | 鳥取県鳥取市東町2丁目223 |
| (3) 地域地区 | <ul style="list-style-type: none"> ・用途地域 近隣商業地域 ・防火地域 準防火地域 ・区域 久松山山系景観形成重点区域 |
| (4) 建築物の概要 | <ul style="list-style-type: none"> ・用途 事務所（裁判所） ・敷地面積 7,328.07㎡ ・建築面積 1,967.14㎡（建ぺい率：26.85%） ・延べ面積 庁舎本館：6,988.40㎡
自転車置場1：33.59㎡
自転車置場2：17.03㎡
自転車置場3：17.03㎡ ・容積対象面積 6,654.24㎡（容積率：90.81%） ・構造 庁舎本館：鉄骨鉄筋コンクリート造（一部RC造、S造）
自転車置場1～3：木造 ・最高高さ 18.69m ・階数 庁舎本館：地上3階、地下1階建て
自転車置場1～3：平屋建て |
| (5) 建築主 | 東京都千代田区隼町4番2号
最高裁判所事務総局経理局長 氏本 厚司 |
| (6) 設計者 | 東京都千代田区隼町4番2号
最高裁判所事務総局経理局営繕課首席技官 伊藤 肇

東京都千代田区永田町2丁目4番3号
株式会社東畑建築事務所 木村 裕志 |
| (7) 工事施工者 | 未定 |

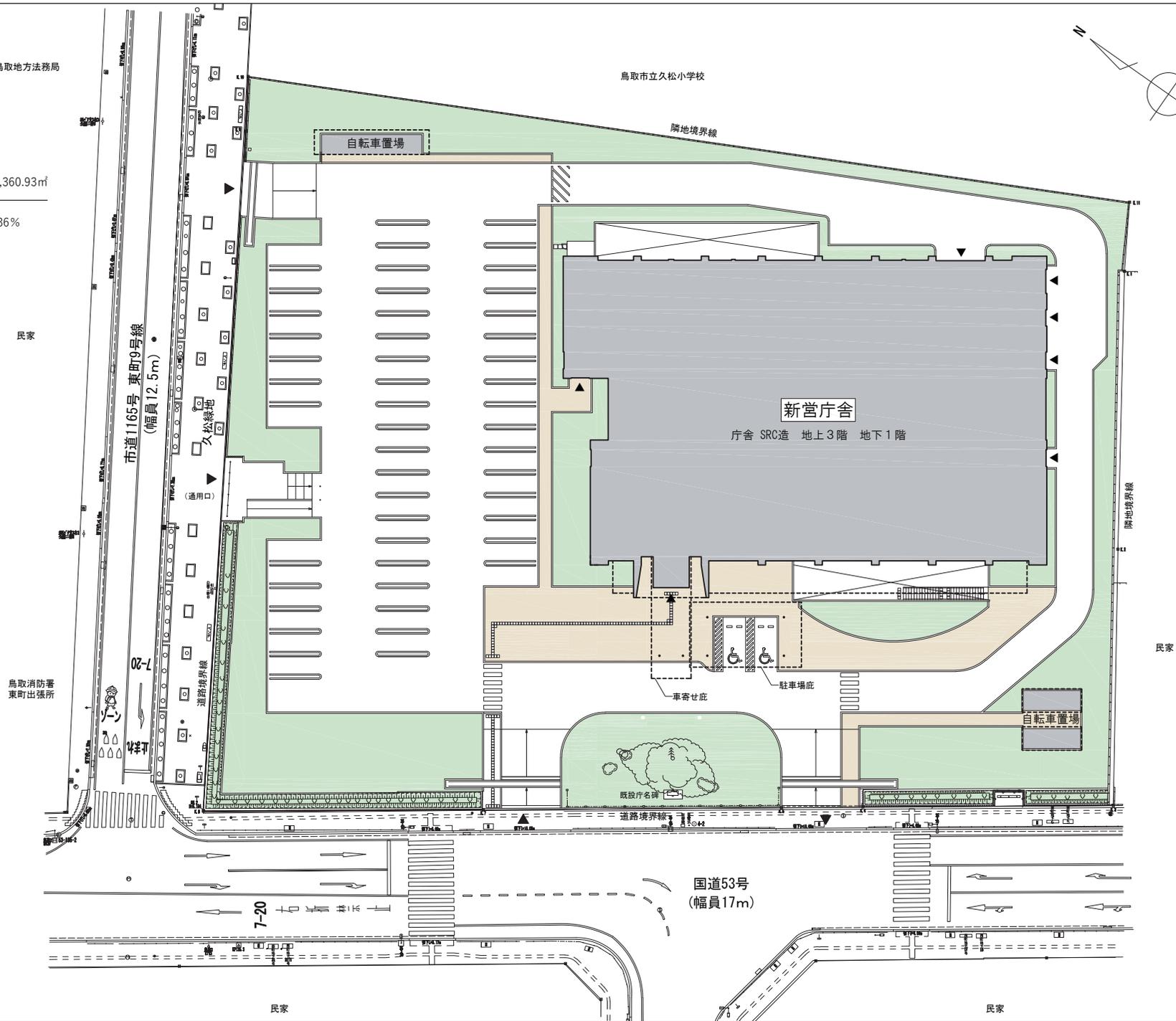
付近見取図

計画地：鳥取市東町2丁目223

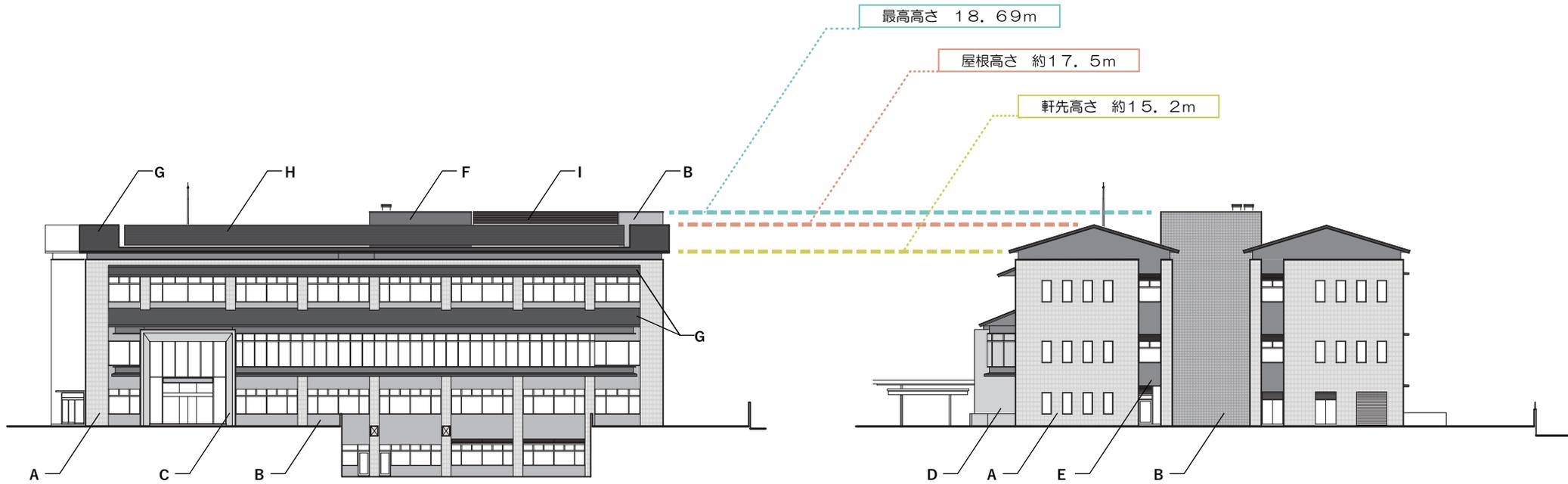


2 配置図

- ・緑化面積合計：1,788.54㎡
- ・敷地面積 建築面積等
- ・基準敷地面積：7,328.07㎡ - 1,967.14㎡ = 5,360.93㎡
- ・緑化率： $\frac{\text{緑化面積合計}}{\text{基準敷地面積}} \times 100 = 33.36\%$



3 立面図 1



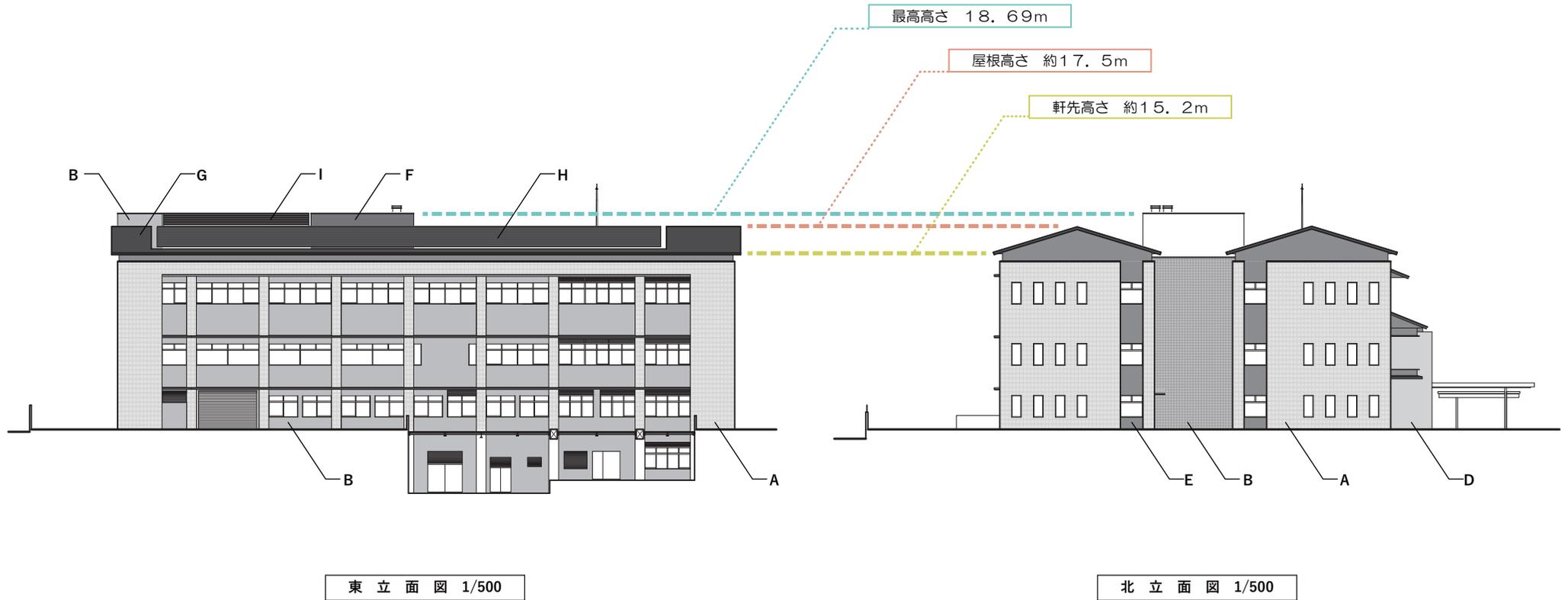
西立面図 1/500

南立面図 1/500

凡例

A	タイル張り マンセル値：N6.2	F	複層塗材 マンセル値：5.7RP/3.6/0.2
B	タイル張り マンセル値：5.7RP/3.6/0.2	G	金属板屋根 マンセル値：7.9BG/3.6/0.2
C	コンクリート打放し 杉板型枠 フッ素樹脂塗装 マンセル値：N6.7	H	アルミ製ルーバー マンセル値：N4.5
D	コンクリート打放し フッ素樹脂塗装 マンセル値：N6.7	I	アルミ製ルーバー マンセル値：1.6YR/2.5/0.4
E	耐候性塗料 マンセル値：N5.0		

4 立面図 2



凡例

A	タイル張り マンセル値：N6.2	F	複層塗材 マンセル値：5.7RP/3.6/0.2
B	タイル張り マンセル値：5.7RP/3.6/0.2	G	金属板屋根 マンセル値：7.9BG/3.6/0.2
C	コンクリート打放し 杉板型枠 フッ素樹脂塗装 マンセル値：N6.7	H	アルミ製ルーバー マンセル値：N4.5
D	コンクリート打放し フッ素樹脂塗装 マンセル値：N6.7	I	アルミ製ルーバー マンセル値：1.6YR/2.5/0.4
E	耐候性塗料 マンセル値：N5.0		

5 完成予想パース1



現状 | 既存庁舎・仮設庁舎



完成予想 | 新営庁舎



現状 | 既存庁舎・仮設庁舎



完成予想 | 新営庁舎



現状 | 既存庁舎・仮設庁舎



完成予想 | 新営庁舎



現状 | 既存庁舎・仮設庁舎



完成予想 | 新営庁舎



現状 | 既存庁舎・仮設庁舎



完成予想 | 新営庁舎



鳥取市景観計画に基づく行為の制限に対する措置状況(久松山山系景観形成重点区域)

行為地：鳥取市東町2丁目223

行為の制限に対する措置状況：以下のとおり(様式第2号より)

『鳥取市景観計画』における基準



本計画における配慮など



[位置]

行為の制限の基準	基準に対する措置状況
良好な景観の形成上重要な山地、海岸、河川、湖沼、歴史的遺産、街なみ等に対する周辺並びに主要な展望地及び公共交通施設(以下「展望地等」という。)からの眺望を妨げない位置とすること。	智頭街道から臨む久松山・鳥取城址の眺望を意識し、久松緑地側に視線が抜けるような位置とする。
道路、公園等の公共の場所に敷地が接する場合には、その境界線からできる限り後退した位置とすること。	国道53号線及び久松緑地に接する境界線から、可能な限り後退した位置とする。
屋根の近くにおいては、稜線を乱さないよう、できる限り低い位置で高さを抑えて行うこと。	高さを抑え、重心を低く見せる外観を意識し、稜線を乱さないよう配慮する。
敷地内に良好な景観を形成している建築物その他の工作物(以下「建築物等」という。)並びに樹木及び樹林がある場合には、その現状をできる限り変えない位置とすること。	道路に面する敷地外周の石垣及び低木と、智頭街道正面に位置する松については、現状のまま残す計画とする。
建築物等は、幹線道路の路肩や隣地との境界線からできる限り離れた位置とし、隣地との間に空間を確保すること。	できる限り空間を確保する。特に道路に面する側はより離隔を確保する。

[規模]

行為の制限の基準	基準に対する措置状況
周辺の景観にできる限り影響を与えない規模とすること。	地下を活用することにより、地上3階建てとし、高さを抑える。
電柱及び送電又は送信のための鉄塔(以下「送電塔等」という。)は、高さをできる限り低く抑えること。	引込み用電柱は、必要最低限の高さとし、敷地内は埋設配管とする。
久松山の眺望を阻害せず、かつ、周辺の景観から著しく突出した印象を与えない規模とすること。	地下を活用することで、地上3階に高さを抑え、久松山の眺望に配慮する。周辺は2階から3階建ての建物が多く、突出した高さとならないよう配慮。建物形状については、ボリュームを分節するなどにより、圧迫感の軽減を図る。また、智頭街道の起点に面することから、既存前庭の松及び景石(佐治川石)を現状保存し、街道・既存松の軸線上に正面エントランスを設ける。さらに、エントランスは門型の構えとすることにより、智頭街道からの軸線を強調する計画とする。

[緑化等]

行為の制限の基準	基準に対する措置状況
緑化は、できる限り多く速やかに行うこと。	緑化は、駐車・交通部分を除き、できる限り緑化する。
植栽については、周辺の既存の植生と調和したものとする。	周辺の既存の植生と調和したものとする。
行為に係る工事期間中は、工事用の塀等により周辺から遮へいすること。	工事期間中は、仮囲いを設置する。
敷地面積(建築物の建築面積及び工作物の築造面積を除く。)の3パーセント以上を緑化すること。	敷地面積の33%を緑化する。
緑化にあたっては、自然植生の活用、季節感の醸成等に配慮するとともに、建築物等が周辺に与える圧迫感を和らげるよう、その高さを勘案して樹木を選び、植栽位置を考慮すること。	道路に面する敷地外周の低木及び正面の松については、既存のまま保存し活用する。

[外観]

行為の制限の基準	基準に対する措置状況
建築物等は背景となる久松山及びその周辺の景観と調和し、全体としてまとまりのある形態及び意匠とすること。	正面となる西面は、高さを抑えるため軒出を有する平入りとし、南北面は切妻面を連続させることにより、久松山の稜線に呼応させることを意識した意匠とする。
壁面設備、屋上設備等(※)は、露出させないようにし、やむを得ず露出させる場合には、建築物等の本体及び周辺の景観との調和に配慮した形態及び意匠とすること。 ※「壁面設備、屋上設備等」とは、煙突、排気塔、装飾塔、電波塔、高架水槽、冷却塔、電線その他の壁面、屋上等に設置される工作物及びこれらに類するものをいう。	壁面設備は露出させない。屋上設備等のうち、冷却塔は目隠しフェンスにより囲い、太陽光パネルは勾配屋根と一体的に設置し、建築物本体及び景観との調和に配慮する。
屋根は適度な勾配と軒出を有すること。	正面となる西側に対し平入りとなる、切妻屋根が2棟連なるような外観とする。また、正面の2階張り出し部にも屋根を架け、いずれも適度な勾配と軒出を確保する。
大規模な平滑面が生じないよう、壁面の処理に配慮すること。	正面となる西側は、2階張り出し部により水平分割し、重心を低く見せるよう配慮する。北側は壁面を雁行させ、ボリュームを垂直分割することにより圧迫感の緩和を図る。

[色彩]

行為の制限の基準	基準に対する措置状況
周辺の景観と調和した色彩とすること。	北側の久松緑地、東側の久松小学校、西側の民家の板塀に調和するよう、落ち着いた色彩とする。
異なった色彩を使用する場合は、その数を最小限とすること。	無彩色に近い色彩でまとめ、色彩数を最小限とする。

<p>外観のベースカラー(※)は、次のとおりとすること。ただし、歴史的又は文化的な事由により、当該色相以外の色彩の使用が社会通念上認められている場合は、この限りでない。</p> <table border="0"> <tr> <td>有彩色の色相</td> <td>彩 度</td> </tr> <tr> <td>0.1R～10R</td> <td>4以下</td> </tr> <tr> <td>0.1YR～5Y</td> <td>3以下</td> </tr> <tr> <td>上記以外の色相</td> <td>2以下</td> </tr> </table> <p>※色彩に関する事項については、日本産業規格のZ8721(色の表示方法～三属性による表示)による。 ※「ベースカラー」とは、建築物等本体の屋根又は外壁(着色されていない木材、土壁、漆喰、ガラス等の部分は除く。)のそれぞれについて、過半を占める色相をいい、複数に等分する場合は、その全てをベースカラーとして取り扱う。</p>	有彩色の色相	彩 度	0.1R～10R	4以下	0.1YR～5Y	3以下	上記以外の色相	2以下	<p>[外壁] タイル(柱型・妻面) N6.2 タイル(窓上下) 5.7RP3.6/0.2 コンクリート打放し・フッ素樹脂塗装(玄関ゲート) N6.7 耐候性塗料(妻面壁の一部) N5.0 複層塗材(屋上機械室) 5.7RP/3.6/0.2</p> <p>[屋根] 金属板葺き(勾配屋根) 7.9BG/3.6/0.2 アルミ製ルーバー(勾配屋根面) N4.5 アルミ製ルーバー(屋上設備目隠し) 1.6YR/2.5/0.4</p> <p>※表記は、部材(仕様部位)・マンセル値を示す</p>
有彩色の色相	彩 度								
0.1R～10R	4以下								
0.1YR～5Y	3以下								
上記以外の色相	2以下								
<p>送電塔等については、展望地等からこれを眺望したときの背景が空となる場合にあっては明度6以上8以下の無彩色とし、それ以外の場合にあっては明度4以上5以下の無彩色とすること。ただし、他の法令の規定により、それら以外の色によることとされる場合は、この限りでない。</p>	<p>(該当しない)</p>								

[素材]

行為の制限の基準	基準に対する措置状況
<p>周辺の景観との調和に配慮した素材を使用すること。</p>	<p>耐久性のある材料としながら、光沢を抑えた仕上げや、杉板模様のコンクリート仕上げとするなど、周辺環境に調和する、落ち着いた風合いを感じる素材を使用する。</p>
<p>地域の風土に合った自然素材(木、土、石等)の活用に努めること。</p>	<p>既存の石垣や景石(佐治川石)を保存し活用する。</p>
<p>外壁等の材質は、耐久性に優れ、維持管理の容易なものとする</p>	<p>タイル張りを基本とし、耐久性に優れ、維持管理の容易なものとする。</p>